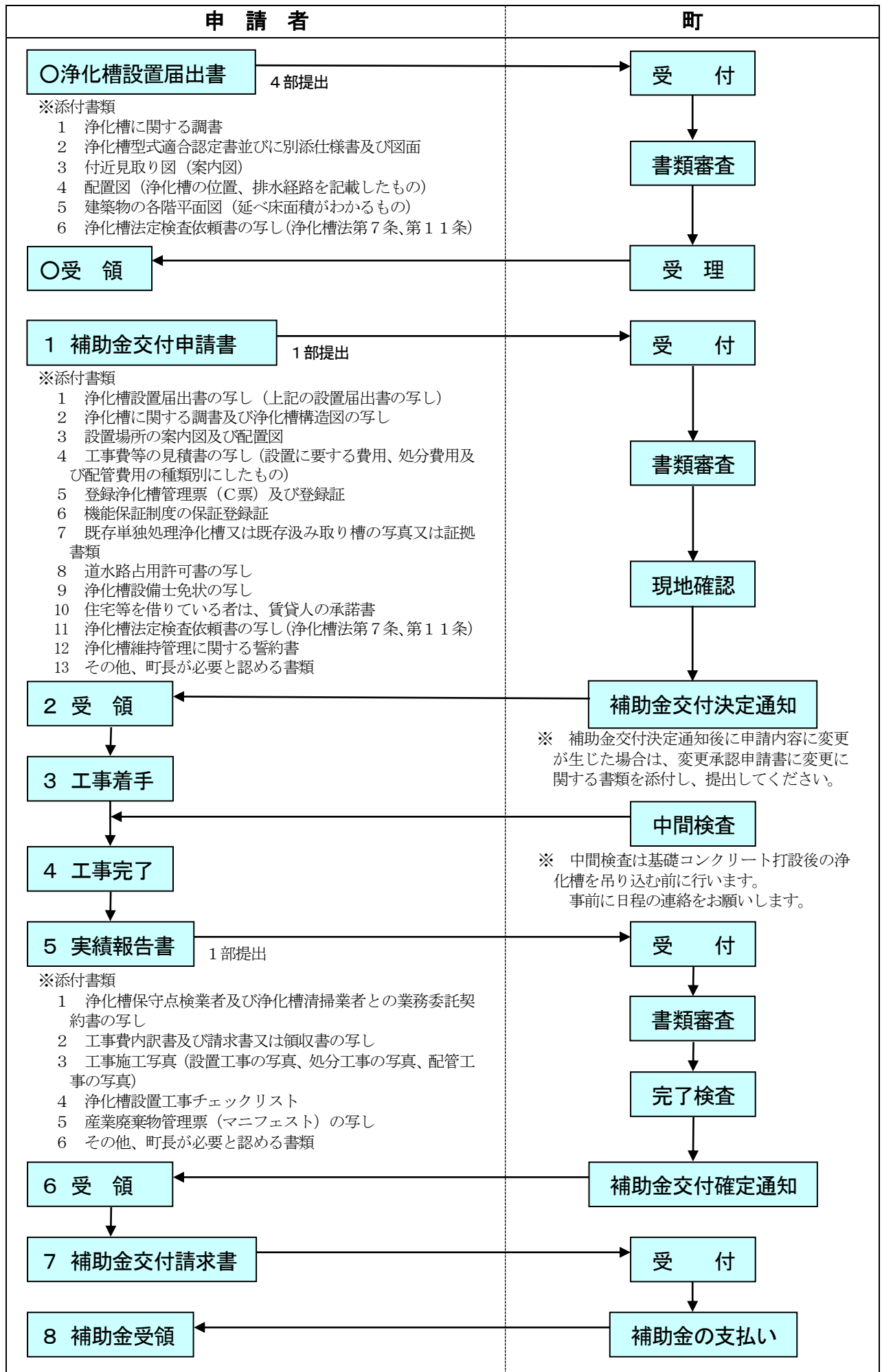


合併処理浄化槽設置費補助金交付申請フロー



補足事項

- (1) 補助対象となる合併処理浄化槽は、環境配慮型浄化槽の適合機種に限られます。
適合機種については、(一社)浄化槽システム協会HPでご確認ください。
- (2) 必ず設置工事着工前に申請してください。工事着手後の補助金申請は受け付けられませんので、ご注意ください。
- (3) 町税の滞納がある場合は、補助金申請は受け付けられません。町税を納付してから補助金申請をお願いします。
- (4) 建築基準法に基づく確認申請を要する建築物の新築、改築及び増築に伴い合併処理浄化槽を設置する場合は、補助金の対象外となります。
- (5) 浄化槽設置届出書については、工事着手予定日の21日前(型式認定済みの浄化槽を設置する場合は、工事着手予定日の10日前)までに届出を行う必要があります。
- (6) 転換により不要となった既存単独処理浄化槽等は、やむを得ない理由がある場合を除き、適切に処分しなければなりません。産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しの添付が必要です。
- (7) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換した場合には、下記の書類も併せて提出してください。
 - ① 単独処理浄化槽については、浄化槽の使用を廃止した日から30日以内に浄化槽使用廃止届書を3部(正:1、副:2)提出してください。
 - ② 新たに設置した合併処理浄化槽については、浄化槽使用開始の日から30日以内に浄化槽使用開始報告書を3部(正:1、副:2)提出してください。
- (8) 汲み取り便槽から合併処理浄化槽に転換した場合には、上記(7)②の書類を提出してください。

お問い合わせ先・申請書等の提出先

越生町役場 まちづくり整備課 環境管理担当

TEL 049-292-3121

FAX 049-292-5400